

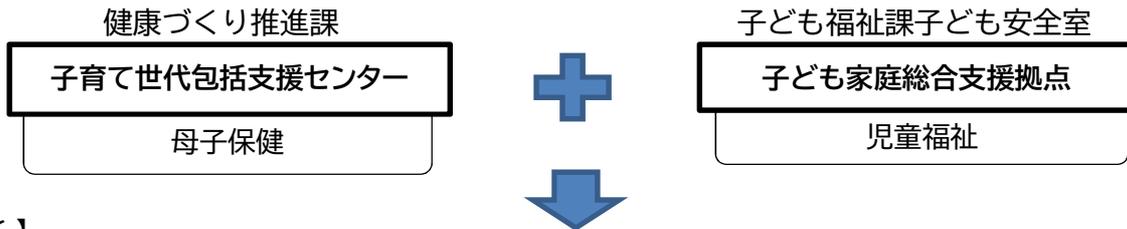
# こども家庭センターの設置について

## 1 経緯

子どもに対する虐待事例は全国的に増加傾向にあり、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。子育て世帯の包括的な支援の体制強化を目的に、児童福祉法の一部改正がされました。

これを受けて、本市では、令和6年4月1日に子ども家庭総合支援拠点（子ども福祉課子ども安全室）と子育て世代包括支援センター（健康づくり推進課）を統合し、一つの課として独立して「子ども家庭部こども家庭センター」（第二庁舎2階）を設置しました。

【R5】



【R6】



※子ども家庭部は、5課から6課体制へ

越谷 こども 基地  
こ こ ベース

## 2 こども家庭センターが担う役割

- ・子どもに関して**包括的に相談**を受けること
- ・支援が必要な方の把握（妊産婦・乳幼児等…母子保健、子育て世帯…児童福祉）
- ・妊娠届時の面談や子育てや子どもに関する相談を受けて、**支援につなぐためのマネジメント**
- ・関係機関と連携しながら、多様な家庭環境等に関する**支援体制の充実・強化を図る**ための地域資源の開拓
- ・児童虐待に関する通告への対応

(参考) 国が示すイメージ

